

鳥取県庁見学における 新型コロナウイルス感染予防対策のお願い

★県庁見学者のみなさまへ（お願い）

- ① マスク着用をお願いします。
- ② 見学当日は事前に検温を実施していただき、風邪症状（発熱・咳等）があるなど、体調不良の方は参加をご遠慮ください。
- ③ 見学前の手指消毒にご協力をお願いします。
- ④ 移動や説明の際には、互いに適切な距離を保っていただきますようお願いいたします。
- ⑤ 移動中・見学先での大声の発声はお控えください。
- ⑥ 見学中に体調が悪くなった際は、速やかに県スタッフ（案内員）にお申し付けください。
- ⑦ その他、見学の際は案内員の指示に従ってください。
- ⑧ **見学当日は、参加者名簿と別紙「新型コロナウイルス感染予防対策チェックリスト」をご提出ください。**

★県（案内員）の感染症対策について

- ① 案内員はマスク着用で対応します。
- ② 案内員は、案内開始前に、手洗い・手指消毒を行います。
- ③ 案内員は、検温の実施及び体調を確認の上、参加しています。

★その他の注意事項

- ① 国の「緊急事態宣言」や、鳥取県が独自に定める感染拡大警戒レベルの「警報」または「特別警報」が発令されている場合、県庁見学については中止とさせていただきますので、ご了承ください。
- ② 密を避けるため、大人数の場合は複数班に分かれていただく場合があります。見学先によって受入可能人数が異なりますので、詳しくはお問合せください。
- ③ 通常より見学時間に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。
- ④ **県庁見学後2週間以内に、参加者で新型コロナウイルス感染症を発症した方がいる場合、速やかに濃厚接触者の有無等について下記までご連絡をお願いします。**

～安心・安全に見学いただくために、ご理解・ご協力をお願いします～



<連絡先>

鳥取県庁 県民参画協働課

電話：0857-26-7070

メール：kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

最新の情報は
ホームページへ

